

所管部課	市民環境部 市民課		部長	木村 西	
件名	東大和市印鑑条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市印鑑条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>窓口の混雑緩和及び市民の利便性向上を目的として、コンビニ交付の行政サービスと同じ画面のタッチパネル型パソコンを設置し、請求書を記入することなく短時間で印鑑登録証明書を取得できる「らくらく窓口証明書交付サービス」（利用者操作端末機）を導入するため、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>なお、当該サービスの利用にあたってはマイナンバーカード及び4桁の暗証番号が必要となる。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>第19条を改正する</p> <p>① 印鑑登録証明書の交付請求において、利用者操作端末機を利用して交付請求できる旨を規定する。</p> <p>② ①の場合は、印鑑登録証の提示を要しない規定を追加し、当該請求が適正であることを確認したときは、印鑑登録証明書を交付する旨を規定する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和7年3月1日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>総務課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和7年第1回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。